

平成28年度 公益財団法人秋田県女性会館 第3回理事会議事録

1 日 時 平成28年9月29日(木) 午後1時30分から4時15分まで

2 会 場 秋田県中央男女共同参画センター研修室1

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名
[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 山田 京子
理事 小玉喜久子 理事 伊藤 武子 理事 中川 聖子
理事 鈴木 悠子 理事 烏 トキエ 理事 佐藤 加代子
(以上8名)
[監事出席者] 監事 小林 章 (以上1名)
[理事欠席者] 理事 柴田 照子 理事 佐藤 陽子 (以上2名)
[その他の出席者] 職員 嗟峨文子 職員 三浦公美 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

- 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について
第2号議案 「番号法」施行に係る公益財団法人秋田県女性会館の関係規程等の整備及び改定について
①公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護に関する基本方針 (一部改定案)
②公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護規程 (一部改定案)
③公益財団法人秋田県女性会館特定個人情報取扱規則 (案)
④公益財団法人秋田県女性会館就業規則 (一部改定案)
第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館事業の活性化策について

[報告事項]

- (1) 団体交渉について
(2) 日本女性会議2016について
(3) 調査研究事業について

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項、決議事項の順に審議を行った。

[報告事項]

- (1) 団体交渉について
このことについて、代表理事より、説明があった。その後質疑が行われ、出席理事全員に了承された。
- (2) 日本女性会議2016について
このことについて、代表理事より、職員が研修として出席する旨の説明があり、出席理事全員に了承された。

(3) 調査研究事業について

このことについて、代表理事より、資料に基づく説明があった。その後質疑が行われ、出席理事全員に了承された。

[決議事項]

(1) 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について

第1号議案について、業務執行理事より、資料に基づく説明があった。その後協議が行われ、出席理事全員一致で承認された。

(2) 第2号議案 「番号法」施行に係る公益財団法人秋田県女性会館の関係規程等の整備及び改定について

①公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護に関する基本方針

(一部改定案)

②公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護規程 (一部改定案)

③公益財団法人秋田県女性会館特定個人情報取扱規則 (案)

④公益財団法人秋田県女性会館就業規則 (一部改定案)

第2号議案について、代表理事並びに業務執行理事より、一括して資料に基づく説明があった。その後協議が行われ、①公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護に関する基本方針 (一部改定案)、②公益財団法人秋田県女性会館個人情報保護規程 (一部改定案)、③公益財団法人秋田県女性会館特定個人情報取扱規則 (案)、④公益財団法人秋田県女性会館就業規則 (一部改定案) について、個別に承認の可否を確認したところ、出席理事全員一致で、原案どおり承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館事業の活性化策について

第3号議案について、代表理事、業務執行理事及び嵯峨職員より、資料に基づく説明があった後、活発に協議が行われた。女性会館の置かれている厳しい状況を再認識した上での意見が出され、今後、前向きに具体的な方向を探っていくこと並びに中・長期的な計画の素案を次回理事会で協議することを出席理事全員一致で決議した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事及び監事は次のとおり署名押印する。なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

平成28年10月/7日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀子

監 事

小林 章

